

佐久市犯罪被害者等支援金について



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

市では、犯罪被害に関する相談、各相談窓口の案内などの支援を行っています。
また、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や、重傷病を負った犯罪被害者の方に支援金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

対象となる犯罪被害

殺人、強盗致傷、傷害、危険運転致死傷などの
犯罪行為による死亡又は重傷病

対象となる犯罪被害者

当該犯罪行為が行われた時において市民であった方

遺族
支援金

30万円

支給を受けられる遺族

犯罪行為により亡くなられた方の
第1順位となる遺族

支給を受けられる範囲と順位

順位

①配偶者

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。

被害者の収入で生活していた

②子
③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子
⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

重傷病
支援金

10万円

支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った
被害者本人

「重傷病」とは

次の①または②どちらかに該当すること

①負傷又は疾病に係る身体の被害の場合

- (1) 療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要すること
- (2) 医師による診断がされていること

②精神疾患の場合

- (1) 療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であること
- (2) 医師による診断がされていること

申請の期限

犯罪被害を知った日から**1年以内**

または犯罪被害が発生した日から**7年以内**

※ただし、上記いずれの支援金も条例施行の令和5年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害が対象

● 支援金の申請に必要な書類

遺族 支援金

全員必要なもの

- ① 支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 犯罪被害申告書（様式第2号）
- ③ 死亡診断書・死体検案書など
※死亡の年月日を証明できる書類
- ④ 住民票の写しなど
※犯罪行為が行われた時に市民であったことが分かるもの
- ⑤ 戸籍の謄本または抄本など
※亡くなられた方との続柄が分かるもの
- ⑥ 振込口座の写し

該当する場合に必要なもの

- 被害者と事実婚の関係である場合
⇒その事実を認めることができる書類
- 配偶者以外である場合
⇒第1順位遺族であることを証明できる書類
- 配偶者以外で被害者の収入によって生計を維持していた場合
⇒その事実を証明することができる書類
- 第1順位遺族が複数いる場合
⇒受給代表者決定申出書（様式第3号）
- 代理人による申請を行う場合
⇒代理人であることを証明する書類

重傷病 支援金

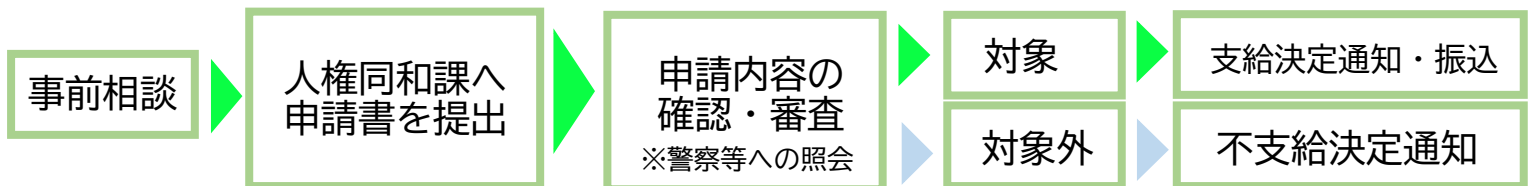
全員必要なもの

- ① 支給申請書兼請求書（様式第4号）
- ② 犯罪被害申告書（様式第2号）
- ③ 医師の診断書
- ④ 住民票の写しなど
※犯罪行為が行われた時に市民であったことが分かるもの
- ⑤ 振込口座の写し

該当する場合に必要なもの

- 代理人による申請を行う場合
⇒代理人であることを証明する書類

● 請求のながれ



注意1 支援金の返還を求める場合

- 支援金の支給の資格を有しないことが判明したとき
- 偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと認めるとき

注意2 支給対象外となる場合

- 被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき
- 佐久市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき
- 被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき

※DVの保護命令が発せられていた場合や被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待と認められる場合は、支援金を支給します。

佐久市役所 市民健康部 人権同和課人権同和係

被害者相談 月～金（祝日・年末年始を除く。）8：30～17：15

〒385-8501 長野県佐久市中込3056 TEL: 0267-62-3135 FAX: 0267-64-1157

Email: jinken@city.saku.nagano.jp URL: <https://www.city.saku.nagano.jp/>